

【参考】

新旧対照表

【洋上風力発電設備の設置を目的とする風況、海底地質等のデータ取得のための調査について（平成31年4月29日）】

（注）下線を付した箇所が改正部分

改正後	改正前
<p data-bbox="331 456 1003 520">洋上風力発電設備の設置を目的とする 風況、海底地質等のデータ取得のための調査について</p> <p data-bbox="286 580 338 608">（略）</p> <p data-bbox="255 632 1066 1329">これらを踏まえ、国、関係地方公共団体及び海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者等が密接な連携の下、長期的、安定的かつ効率的な促進区域の指定や洋上風力発電事業の実施を図る観点から、事業者は、洋上風力発電設備の設置を目的として風況、海底地質等のデータ取得のための調査を実施しようとするときは、調査の安全かつ効率的な実施や調査及び取得データの信頼性、継続性等を確保するため、その調査の内容及び方法等について経済産業大臣及び国土交通大臣に遅くとも調査開始の3か月前までに届け出るものとする。<u>ただし、外国船舶による我が国領海等における海洋調査等に対する日本政府の同意に係る手続について（関係府省庁申合せ）（令和2年4月1日）を踏まえて当該調査に係る同意届出書を資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び国土交通省港湾局海洋・環境課を通じて提出したものであるについては、本通知を踏まえて届け出たものとみなす。</u>また、関係地方公共団体は当該調査に係る許可等の申請等の情報を</p>	<p data-bbox="1205 456 1877 520">洋上風力発電設備の設置を目的とする 風況、海底地質等のデータ取得のための調査について</p> <p data-bbox="1160 580 1211 608">（略）</p> <p data-bbox="1128 632 1939 1137">これらを踏まえ、国、関係地方公共団体及び海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者等が密接な連携の下、長期的、安定的かつ効率的な促進区域の指定や洋上風力発電事業の実施を図る観点から、事業者は、洋上風力発電設備の設置を目的として風況、海底地質等のデータ取得のための調査を実施しようとするときは、調査の安全かつ効率的な実施や調査及び取得データの信頼性、継続性等を確保するため、その調査の内容及び方法等について経済産業大臣及び国土交通大臣に遅くとも調査開始の3か月前までに届け出るものとする。また、関係地方公共団体は当該調査に係る許可等の申請等の情報を得た場合は、これに係る情報を経済産業大臣及び国土交通大臣に情報共有するものとする。</p>

得た場合は、これに係る情報を経済産業大臣及び国土交通大臣に情報共有するものとする。

(略)

1. 事業者からの事前届出について

(1)～(3) 略

(4) 変更の届出

・届出内容に変更があった場合（未確定であった箇所が確定した場合も含む）には、速やかに変更届出を提出するものとする（なお、経済産業大臣及び国土交通大臣が必要に応じて助言を行う観点から、その他行政機関に対して海域調査の許可申請や届出等を行う前に、可能な限り余裕をもって変更届出を提出するものとする）。

(※) ただし、外国船舶による我が国領海等における海洋調査等に対する日本政府の同意に係る手続について（関係府省庁申合せ）（令和2年4月1日）を踏まえて当該調査に係る同意届出変更書を資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び国土交通省港湾局海洋・環境課を通じて提出したものについては、本通知を踏まえて当該変更に係る届出を行ったものとみなす。

(略)

1. 事業者からの事前届出について

(1)～(3) 略

(4) 変更の届出

・届出内容に変更があった場合（未確定であった箇所が確定した場合も含む）には、速やかに変更届出を提出するものとする（なお、経済産業大臣及び国土交通大臣が必要に応じて助言を行う観点から、その他行政機関に対して海域調査の許可申請や届出等を行う前に、可能な限り余裕をもって変更届出を提出するものとする）。